

## 専第 1 号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度各務原市一般会計補正予算（第 12 号）を定めることについて専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 19 日報告

各務原市長 浅 野 健 司

## 専決第1号

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第12号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第12号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年1月11日

各務原市長 浅野 健 司

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度各務原市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,722,881千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前予算額     | 補正予算額  | 補正後予算額     |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 16 国庫支出金 |         | 25,626,297 | 16,619 | 25,642,916 |
|          | 2 国庫補助金 | 19,572,931 | 16,619 | 19,589,550 |
| 20 繰入金   |         | 8,615,002  | 67,571 | 8,682,573  |
|          | 1 基金繰入金 | 8,615,002  | 67,571 | 8,682,573  |
| 歳 入 合 計  |         | 73,638,691 | 84,190 | 73,722,881 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前予算額     | 補正予算額  | 補正後予算額     |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 4 衛生費   |         | 3,939,480  | 40,990 | 3,980,470  |
|         | 1 保健衛生費 | 1,298,124  | 40,990 | 1,339,114  |
| 7 商工費   |         | 2,868,920  | 43,200 | 2,912,120  |
|         | 1 商工費   | 2,868,920  | 43,200 | 2,912,120  |
| 歳 出 合 計 |         | 73,638,691 | 84,190 | 73,722,881 |

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

| 款    | 項       | 事業名                       | 金額     |
|------|---------|---------------------------|--------|
| ④衛生費 | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン<br>接種体制確保事業 | 33,378 |